

平成27年8月21日

一般社団法人 全国医学部長病院長会議  
会長 荒川 哲男  
国立大学附属病院長会議  
常置委員長 山本 修一  
全国公立大学附属病院長・事務長会議  
代表 古家 仁  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
会長 寺野 彰

## 平成28年度診療報酬改定に関する要望事項

### 1. 処置・手術の休日・時間外・深夜加算1の施設基準の緩和について

施設基準にある予定手術前日の当直免除回数が病院全体で12回という要件は、大学病院の特性である専門性の高い多くの予定手術を行う一方で緊急手術・処置を受け入れている実態では、病院全体でこの要件を満たすことは非常に困難である。

本来の目的である外科医の労働環境の改善を実現するためにも、例えば、診療科単位で12回とするなど、病院の規模や届出の診療科数に応じて適切な免除回数のご検討いただきたい。

### 2. 医師事務作業補助体制加算の適用等について

(1) 特定機能病院においても医師等の事務的負担の軽減及びチーム医療の更なる推進の観点から、診療報酬点数項目として特定機能病院除外の算定要件を見直し、本加算の適用をお願いしたい。

(2) 医療の高度化等から医師の業務負担軽減のための医師事務作業補助者の需要は、年々増加している。これら要員を適正に確保するためには、人件費、備品費、施設費などを考慮し点数を見直すと共に体制区分を細分化するなど、医師事務作業補助者の導入促進に向けた要件変更・点数設定をお願いしたい。

### 3. 短期滞在手術等基本料3の見直しについて

短期滞在手術等基本料3の見直しについては、例えば、「水晶体再建術1・2」では、全身麻酔下で実施せざるを得ない患者や、合併症がある白内障などで同日両眼実施しなければならない患者を治療している現状があることから、算定項目を見直す、或いは、大学病院で実施した場合の点数設定を別にする等の変更をお願いしたい。

### 4. 特定集中治療室(ICU)の施設基準要件の見直し

特定集中治療室管理料1の施設基準の要件において、「当該特定集中治療室の広さは、内法による測定で、1床あたり20㎡以上である」とされている。

また、同時に「当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常時備えている。」と要件され、ア～カまでの医療機器を特定集中治療室内に常時備えることとなっている。

現状の1床あたりの算定は、これらの医療機器のスペースを除いた面積が20㎡以上とされているが、例えば、当該スペースの面積を含んだ面積を20㎡以上にするなどの要件緩和をお願いしたい。